

職場環境等要件の公表について

2024年(令和6年)の介護報酬改定において、6月以降複数の種類の処遇改善加算が介護職員等処遇改善加算として一本化されることになりました。

そこで介護老人保健施設すみよしにおいては、以下の通り取得することになりました。

○介護老人保健施設すみよし

旧3加算(4,5月)、新加算I(6月以降)

【見える化要件】

当該加算を算定するにあたり職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等によって公表することとなっていますので、以下の通り公表します。

<職場環境等要件について>

【入職促進に向けた取り組み】

- ・ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどが明確化。
- ・ 事業所の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・ 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児所施設の整備
- ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の精度当の整備
- ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

【生産性向上のための業務改善の取組】

- ・ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による業務分担の明確化
- ・ 5S活動(業務管理の手法の1つ、整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気付きを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

以上